

世界遺産登録30周年記念事業ロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、世界遺産登録30周年記念事業に係るロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、世界遺産登録30周年記念事業ロゴマーク使用承認申請書（様式1）（以下、「申請書」という。）に必要事項を記入の上、必要な書類を添付して世界遺産登録30周年記念事業実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、承認を受けることなく使用することができる。

- (1) 国、地方公共団体等が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する私的使用の目的に該当するとき。
- (4) その他、会長が特に必要と認めたとき。

2 商業目的で使用する場合には、次に掲げる資料を併せて提出すること。

- (1) 会社概要その他申請者の事業内容が分かる資料
- (2) 修正可能な段階における使用する商品等のデザイン案（見本）及び企画書その他仕様が分かる資料

(使用承認)

第3条 会長は、前条の使用承認申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 原爆ドーム及び厳島神社の世界遺産としてのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (2) 世界遺産登録30周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）、広島市又は廿日市市の事業を推進する上で、支障をきたすおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (4) 商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとして利用されるおそれがあるとき。
- (5) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者が使用しておそれがあるとき。
- (8) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外のもので同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力団不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）であると認められる者が使用しておそ

れがあるとき。

(9) ロゴマークをデザインマニュアルに従わず使用するおそれがあるとき。

(10) その他、会長が公益上又は著作権等の管理上不相当と認めるとき。

2 会長は、ロゴマークの使用を承認するときは、世界遺産登録30周年記念事業ロゴマーク使用承認書（様式2）により申請者に通知する。この場合において、会長は必要な条件を付することができる。

3 会長は、ロゴマークの使用を承認しないときは、世界遺産登録30周年記念事業ロゴマーク使用不承認書（様式3）により申請者に通知する。

（使用期間）

第4条 前条の規定により承認を受けたロゴマークの使用期間は、原則として前条の規定による承認を受けた日が属する年度の末日までとする。

2 前項の使用期間満了後も引き続き使用しようとするときは、第2条及び前条の規定を準用する。

（承認内容の変更）

第5条 第3条の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、承認された内容を変更しようとするときは、世界遺産登録30周年記念事業ロゴマーク使用変更申請書（様式4）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、使用の変更の承認又は不承認を決定し、世界遺産登録30周年記念事業ロゴマーク使用変更承認書（様式5）又は世界遺産登録30周年記念事業ロゴマーク使用変更不承認書（様式6）により、使用者に通知するものとする。

（使用承認の取消し）

第6条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

(1) この要領及び承認の内容に違反したとき。

(2) 第3条第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(2) その他、会長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により使用承認を取り消された者は、当該取消しのあった日以後、当該承認に係るロゴマークを使用してはならない。

3 前項の場合において、使用承認の取消しに伴い生じた損害、損失又は使用物件の回収等に要する費用は、使用者の負担とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認された内容のみに使用すること。

(2) 使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) デザインマニュアルに従って使用すること。

(4) 第3条第2項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

(5) 会長から使用状況について報告又は資料の提出を求められたときは、これに応じること。

(完成品等の提出)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、使用者に対し、ロゴマークを使用した物件又はその写真、電子データその他使用状況が確認できる資料の提出を求めることができる。

2 使用者は、前項の求めがあったときは、速やかにこれに応じなければならない。

(使用の中止等)

第9条 会長は、この要領に違反してロゴマークを使用している者に対し、使用の中止、物件の回収その他必要な措置を求めることができる。

(権利の取得禁止)

第10条 使用者は、ロゴマーク又はこれに類似する標章について、商標登録その他の知的財産権の取得又はその申請を行ってはならない。

(責任)

第11条 会長は、ロゴマークの使用により使用者に生じた損害、使用者が第三者に与えた損害その他ロゴマークの使用に起因する損害について、一切の責任を負わない。

2 ロゴマークの使用承認は、使用者の商品、サービスその他の事業内容を保証し、又は推奨するものではない。

3 使用者は、ロゴマークの使用により実行委員会、広島市又は廿日市市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第12条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月31日から施行する。

(様式1)

令和 年 月 日

世界遺産登録30周年記念事業実行委員会
会長 様

【申請者】

住 所	〒
団体等の名称 (個人の場合は 氏名)	
代表者職・氏名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

世界遺産登録30周年記念事業ロゴマーク使用承認申請書

世界遺産登録30周年記念事業ロゴマーク使用取扱要領に基づき、下記のとおり使用を申請します。

記

使用対象 (内容・種類・名称)	
使用目的・用途	
使用区分	☐ 商品 ☐ その他
使用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
使用場所、地域	
価格(商品の場合のみ)	円 (税抜 ・ 税込)
作成数量等	
その他・備考	

(様式2)

令和 年 月 日

(申請者) 様

世界遺産登録30周年記念事業実行委員会 会長

世界遺産登録30周年記念事業ロゴマーク使用承認書

令和 年 月 日付けで申請のありました世界遺産登録30周年記念事業ロゴマークの使用について、承認します。なお、使用に当たっては、世界遺産登録30周年記念事業ロゴマーク使用取扱要領を遵守してください。

(様式3)

令和 年 月 日

(申請者) 様

世界遺産登録30周年記念事業実行委員会 会長

世界遺産登録30周年記念事業ロゴマーク使用不承認書

令和 年 月 日付けで申請のありました世界遺産登録30周年記念事業ロゴマークの使用について、
下記の理由により承認できません。

記

不承認の理由	
--------	--

(様式4)

令和 年 月 日

世界遺産登録30周年記念事業実行委員会
会長 様

【申請者】

住 所	〒
団体等の名称 (個人の場合は 氏名)	
代表者職・氏名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

世界遺産登録30周年記念事業ロゴマーク使用変更申請書

令和 年 月 日付けで使用承認を受けた事項について変更したいので、下記のとおり申請します。

記

使用対象 (内容・種類・名称)	
変更内容	
変更理由	
変更後の使用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
備考	

(様式5)

令和 年 月 日

(申請者) 様

世界遺産登録30周年記念事業実行委員会 会長

世界遺産登録30周年記念事業ロゴマーク使用変更承認書

令和 年 月 日付けで承認した世界遺産登録30周年記念事業ロゴマークの使用について、令和 年 月 日付けで申請のあった変更を承認します。

(様式6)

令和 年 月 日

(申請者) 様

世界遺産登録30周年記念事業実行委員会 会長

世界遺産登録30周年記念事業ロゴマーク使用変更不承認書

令和 年 月 日付けで承認した世界遺産登録30周年記念事業ロゴマークの使用について、令和 年 月 日付けで申請のあった変更は、下記の理由により承認できません。

記

不承認の理由	
--------	--